

就学先が気になった時のガイドブック

～子どもがすくすく成長することを願って～

子どもの育ちの中で、こんなことはありませんか

友だちとの関わりで…

- 自分のことだけ一方的に話す
- 相手の気持ちを読み取りにくい
- 一人遊びが多い

集団の中で…

- 集団での活動に参加しにくい
- 先生からの指示を理解しにくい
- 時間にそって行動することが苦手

園や日常生活で…

- 言葉が少ない、遅い
- 落ち着きがない、集中力がない
- 準備や片付けが苦手
- 人混み、大きな音、においなどの刺激が苦手
- 急な予定変更をいやがる
- 強いこだわりや、自分なりのルールがある

子どものもっとも適切な学びの場へ就学することについて、園所や関係機関がサポートします

3つの学びの場

就学先として、3つの学びの場があります

① 通常の学級

② 特別支援学級

③ 特別支援学校

地域の市立小学校へ入学します



3つの学びの場(1)へ

県立特別支援学校へ入学します



3つの学びの場(2)へ

3つの学びの場 (1)



地域の公立小学校へ就学

①通常の学級

特徴

- ☆1学級**35名以下**、**1人の担任**が指導を行う
- ☆全員が**一斉に**、**同じ内容**の学習を行う
- ☆学習内容・進度は、**国により定められている**
- ☆教室アシスタントが**生活・学習の補助**を行う



特別支援学級在籍児童は、子どもの状況や学習等の内容によって通常の学級でも学習や活動を行います(交流学級)

②特別支援学級

【特別支援学級に在籍できる条件】

児童の発達の段階・特性・身体障害等の状況に応じて、入級が望ましいと**市の教育委員会**が認めたもの

特徴

- ☆1学級**8名以下**、**1人の担任**が指導を行う
(6名以上の学級には、サポートする**人員を1名追加配置**)
- ☆**個別**または**小集団**で、**個々の課題**に応じた教育活動を行う
- ☆個々の障害等の状況に応じて、**学習の内容や進度を変更**することができる

学級種別

以下の6種の学級が小中学校に設置されています

学級種別	対象となる状況・特性等
知的障害	言葉の遅れ、言語理解の難しさ等、知的発達の遅れにより日常生活において支援が必要なもの
自閉症・情緒障害	自閉症又はそれに類するもので、他者との関わり、集団への適応等において支援が必要なもの
肢体不自由	補装具によっても、歩行や日常生活・学習等における基本的な動作に軽度の困難があるもの
病弱・身体虚弱	呼吸器疾患、身体虚弱等の状態が、持続的に医療や生活の管理を必要とする程度のもの
難聴	補聴器等を使用しても、通常の話し声や教員の指示等を聞き取ることが困難な程度のもの
弱視	眼鏡等を使用しても、通常の写真や図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

学級種別の決定は市教育委員会が行います
※**希望制ではありません**

支援学級の名称は各校によって異なります
「ふたば」「あおぞら」等

種別によっては入級する予定の学級が、設置されていない場合もあります

※学級種別は、児童の状況や様々な資料・情報をもとに、上記表に照らして判断します

3つの学びの場 (2)



県立の特別支援学校へ就学

③特別支援学校

【特別支援学校に就学できる条件】
障害の程度が規定する条件を満たしており、
就学が望ましいと市の教育委員会が認めたもの

特徴

- ☆1学級4～6名、2～3人の教員が指導を行う
(校内に看護師の配置あり)
- ☆子どもの成長を長期的に見据えた教育内容を編成可能
- ☆学区が広域にわたるため、バスによる通学(草津養護)、
寄宿舎による生活も可能(盲学校・聾話学校)

学校種

【知的障害・肢体不自由】→草津養護学校(草津市)

【聴覚障害】→県立聾話学校(栗東市)

【視覚障害】→県立盲学校(彦根市)

学びの場決定までの流れ

年中児
2月
5月
までに
5月
～7月
7月末
～8月
9月
中旬
10月
中旬
1月
～2月
1月
～3月
4月

子どもの状況や特性の理解と保護者と
校園所関係機関として情報を共有する
望ましい学びの場について保護者と
校園所関係機関と相談検討する

入学に向けて保護者と校園所
関係機関と相談し準備を進める

①就学前保護者説明会

②園所の先生・関係機関との懇談・相談

③学校見学・就学先との懇談

④市就学相談会

⑤望ましい就学先の提示

子どもにとって、もっとも適切な就学先に入学できるよう
校園所・関係機関も、保護者と一緒に検討・協議します。

⑥就学先の決定

⑦就学先での一日体験入学

⑧就学先への引継・事前面談

⑨小学校(小学部)入学



子どもにとって、一番適切な
学びの場を選択するには？

子どもの育ちや現状に適しているか、
安心して学べる環境であるか、
付けたい力を伸ばすことができるか、
などを考慮し、検討することが大切です。
また、園所の先生や相談機関など、**様々な意見を参考にすることも重要**です。



一度決まった学びの場は、入学後
変更することができないの？

子どもの状況や発達・成長に応じて、
学びの場は**年度ごと**に柔軟に変更するこ
とが可能です。
ただし、変更する場合は、就学相談を実施し、
専門家による意見や判断を受け、**慎重に決定**することが重要です。

子どもがすくすく成長することを願い、保護者と
園所・関係機関とが連携・協力して進めていきます



困ったときは

～関係機関がサポートします～



悩んだときは、まずはどこかに、誰かに相談してみましょう

発達の遅れが気になります。
どこか相談できる場所は…

小学校の特別支援学級の
様子を参観したい

言葉の遅れや、集団生活に
参加できず困っています

子どものことについて
お医者さんに相談してみたい

入学前に、子どものことで
小学校の先生と相談したい

障害のある子どもに対する
福祉サービスを知りたい

放課後に子どもが過ごせる
場所はないだろうか

特別支援学校での学習や生活に
ついて、もっと詳しく知りたい

利用できる制度等	相談先・担当機関	備考
<ul style="list-style-type: none"> 来所相談 巡回相談 	市発達支援センター (569-0353)	園所から申し込み
<ul style="list-style-type: none"> 学校見学 体験入学 	各校園所担当者 就学先の小学校	園所から申し込み 複数回利用可
<ul style="list-style-type: none"> ことばの教室(就学前) 通級指導教室(就学後) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒支援課 (561-2437) 各校園所担当者 	校園所より申請 利用までに審査あり
医療相談	各園所担当者 市発達支援センター	園所から申し込み 水曜午後に実施
<ul style="list-style-type: none"> 配慮事項の引継 就学にかかる面談 	各園所担当者 就学先の小学校	園所から申し込み 複数回利用可
各種障害福祉事業	市障害福祉課 (561-2363)	「くさつの障害福祉」 で検索し、手引き書 を参照ください
<ul style="list-style-type: none"> 児童育成クラブ 放課後等デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者政策課 (562-7882) 市発達支援センター 	直接、お問い合わせ ください
<ul style="list-style-type: none"> 学校見学、体験入学 就学にかかる面談 	草津養護学校(566-0012) 聾話学校(552-1380) 盲学校(0749-22-2321)	園所から申し込み

※各制度にはそれぞれ**利用条件**があります。詳細は相談先にお問い合わせください。
※上記内容は令和元年度のもので、令和2年度以降に**変更される場合**があります。

よりくわしく
知りたい場合は

草津市HPに「就学相談Q&A」を掲載しています

草津市 就学 Q&A